平成２５年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市大竜町３番６号ＳＴビル503号
債務者　玉利　浩美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５６号
埼玉県本庄市児玉町児玉1291番地３
債務者　織茂　秀生
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３７０号
埼玉県東松山市大字下野本1464番地１
債務者　森　　直洋
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３３７号
さいたま市大宮区東町１丁目154番地　新井ハイツ202号
債務者　小暮　桂子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５８号
埼玉県川口市坂下町２丁目17番12号
債務者　岩元　正太
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７１号
さいたま市大宮区寿能町２丁目198番地２
寿能団地５―104
債務者　高橋千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７４号
埼玉県蓮田市西城３丁目47番地３
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７５号
さいたま市緑区東浦和９丁目19番地３　ミナミマンション107
債務者　佐藤　梨紗（旧姓原）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
千葉県四街道市四街道1522番地102
債務者　朝倉　康彦
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２７５号
千葉県成田市郷部200番地２
債務者　新福　忠義
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２８０号
千葉県成田市本三里塚200番地19ポートタウンＡ103
債務者　加藤　慎也
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９１号
千葉県佐倉市大蛇町666番地２
債務者　下山　　努
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９２号
千葉県富里市七栄106番地13
債務者　岩崎　安裕（旧姓石神）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１０５号
三重県志摩市志摩町越賀695番地、前住所三重県志摩市志摩町片田2206番地
債務者　平賀　宏幸
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
三重県伊勢市竹ケ鼻町99番地５、前住所三重県伊勢市船江２丁目23番13号
債務者　三宅　弘美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
岡山県倉敷市茶屋町556番地27
債務者　宮脇　克拓
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目34番８号　長嶺荘302
債務者　上原　茂美（旧姓國吉）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部